

第1章

東日本大震災の農林水産被害の概要と対応体制

第1章 東日本大震災の農林水産被害の概要と対応体制

第1節 農林水産被害の概要

1 農林水産関係被害の概要

(1) 農林水産関係被害【全体】

農林水産関係の被害額は、津波被害の著しい沿岸部の農地・農業用施設被害及び漁港施設被害等を中心に全体で1兆2,952億円にのぼり、うち津波による被害額が全体の96.8%を占めていた。

被害区分	被害額	備考 (被害額に占める津波被害額の割合)
農業関連被害額 (うち津波被害額)	545,396,810千円 (512,069,631千円)	93.90%
畜産業関連被害額 (うち津波被害額)	5,009,460千円 (1,577,876千円)	31.50%
林業関連被害額 (うち津波被害額)	55,117,016千円 (51,598,319千円)	93.60%
水産業関連被害額 (うち津波被害額)	680,382,645千円 (679,307,586千円)	99.80%
その他(県所管施設) (うち津波被害額)	9,319,614千円 (9,208,551千円)	98.80%
合計 (うち津波被害額)	1,295,225,545千円 (1,253,761,963千円)	96.80%

(2) 農業関連被害

津波被害を受けた沿岸部を中心に、農地・農業用施設を始め園芸施設、流通・加工等の関連産業施設等が損壊したほか、内陸部においても地震による強い揺れにより、農地や用排水路の法面崩壊や、農道が損壊するなどの被害が発生した。

被害種別	箇所数等	被害内訳	被害額
①農地・農業用施設被害	5,134箇所 (1,215箇所)	用排水路・農道等の損壊、農地浸水等 (用排水機場等の損壊、農地浸水14,341ha等)	397,333,229千円 (381,090,116千円)
②農業関係施設被害	18,053箇所 (17,571箇所)	農業倉庫・カントリーエレベーター・園芸施設等の損壊 (園芸施設等の損壊)	27,240,243千円 (22,455,532千円)
③農業用資機材被害	14,165台 (14,160台)	トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機 (トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機)	43,461,000千円 (43,460,000千円)
④農作物被害 (ha)	897ha (863ha)	いちご、野菜類、麦類、花き等の流失等 (いちご、野菜類、麦類等の流失等)	3,102,099千円 (2,569,983千円)
⑤農作物被害 (t)	20,620t (20,620t)	農協等倉庫保管の米、大豆の浸水、流失等 (農業等倉庫保管の米、大豆の浸水、流失等)	3,929,000千円 (3,929,000千円)
⑥生活環境施設被害	107箇所 (21箇所)	集落排水施設等の損壊 (集落排水施設等の損壊)	26,851,239千円 (15,085,000千円)
⑦農地海岸保全施設被害	103箇所 (103箇所)	海岸防潮堤の損壊 (26.5km) (海岸防潮堤の損壊 (26.5km))	43,480,000千円 (43,480,000千円)
計			545,396,810千円 (512,069,631千円)

※下段の()内は、津波被害を内数で記載。以下(3)から(6)の表について同じ。

(3) 畜産関連被害

地震による強い揺れにより、畜舎や堆肥センター等が損壊したほか、沿岸部では津波により畜産施設の流失・損壊、家畜の餓死・溺死被害が発生した。

被害種別	箇所数等	被害内訳	被害額
①畜産施設等被害	252箇所 (63箇所)	畜舎、堆肥センター等の損壊 (畜舎の損壊等)	3,394,408千円 (1,243,446千円)
②家畜等被害	1,496,395頭(羽) (142,290頭(羽))	乳牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー (乳牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー)	725,519千円 (334,430千円)
③畜産品等被害	8,273t (-)	生乳、孵卵用たまご (-)	889,533千円 (-千円)
計			5,009,460千円 (1,577,876千円)

(4) 林業関連被害

津波被害を受けた沿岸部を中心に、海岸防潮堤の損壊、保安林の流失被害が発生したほか、内陸部においても地震による強い揺れにより、林道及び林地の崩壊や、特用林産施設が損壊した。

被害種別	箇所数等	被害内訳	被害額
①林道施設被害	579箇所 (186箇所)	舗装路面の亀裂、法面の崩壊等(160路線) (舗装路面の亀裂、法面の崩壊等(41路線))	655,294千円 (387,149千円)
②林地被害	107箇所 (30箇所)	新生崩壊、保安林流失等(820.2ha)、林野火災(188.1ha) (保安林流失等(807.3ha)、林野火災(188.1ha))	11,427,945千円 (8,870,763千円)
③治山施設被害	79箇所 (60箇所)	海岸防潮堤の損壊(17,887m) (海岸防潮堤の損壊(17,887m))	42,248,161千円 (41,957,810千円)
④林産被害 (特用林産物等)	82箇所 (13箇所)	キノコ生産施設、林産物搬送施設、キノコ菌床の損壊等 (キノコ生産施設、林産物搬送施設の損壊等)	726,729千円 (323,710千円)
⑤林産被害 (林業種苗)	2箇所 (2箇所)	苗畑・種苗(スギ、ヒノキ等0.9ha、約10万本) (苗畑・種苗(スギ、ヒノキ等0.9ha、約10万本))	58,887千円 (58,887千円)
計			55,117,016千円 (51,598,319千円)

(5) 水産業関連被害

津波により、県下140漁港を始め、数多くの漁船や定置網、水産物を含む養殖施設などに損壊・滅失等の被害が発生したほか、共同利用施設や流通加工施設等などの水産施設も壊滅的な被害を受けた。

被害種別	箇所数等	被害内訳	被害額
①水産施設被害	577箇所 (561箇所)	共同利用施設、流通加工施設、内水面施設の損壊等 (共同利用施設、流通加工施設の損壊等)	48,168,575千円 (47,241,306千円)
②漁港施設被害	213箇所 (213箇所)	漁港施設(140魚港)、海岸保全施設(64海岸) 漁業集落排水施設(9地区)の損壊(同)	438,579,534千円 (438,579,534千円)
③漁船等被害	12,023隻 (12,023隻)	大破・滅失等(20t未満12,005隻、20t以上18隻) (大破・滅失等(20t未満12,005隻、20t以上18隻))	112,928,000千円 (112,928,000千円)
④養殖施設被害	67,158箇所 (67,158箇所)	カキ養殖施設(67,144施設)、アサリ等増殖場(14施設) (カキ養殖施設(67,144施設)、アサリ等増殖場(14施設))	28,167,976千円 (28,167,976千円)
⑤水産物等被害	99,045t (98,945t)	ノリ、ワカメ、カキ、ホタテ、ホヤ、ギンザケ、鯉等 (ノリ、ワカメ、カキ、ホタテ、ホヤ、ギンザケ)	33,247,790千円 (33,100,000千円)
⑥漁業用資材被害	1,609箇所 (1,609箇所)	定置網(831ヶ統)、養殖等資機材(741台)の損壊等 (定置網(831ヶ統)、養殖等資機材(741台)の損壊等)	19,290,770千円 (19,290,770千円)
計			680,382,645千円 (679,307,586千円)

(6) その他（県管理施設等）

石巻市渡波に所在する県水産技術総合センターでは、津波により建物の2階まで浸水したほか、県所管船舶6隻が転覆や陸地乗り上げの被害を受けた。

被害種別	箇所数等	被害内訳	被害額
①農業系施設被害	4箇所 (-)	農業・園芸総合研究所等 (-)	49,472千円 (-千円)
②畜産系施設被害	2箇所 (-)	畜産試験場、岩出山牧場 (-)	54,364千円 (-千円)
③林業系施設被害	1箇所 (-)	林業技術総合センター (-)	7,227千円 (-千円)
④水産系施設被害	12箇所 (12箇所)	水産技術総合センター等(6)、船舶(6) (水産技術総合センター等(6)、船舶(6))	9,208,551千円 (9,208,551千円)
計			9,319,614千円 (9,208,551千円)

第2節 農林水産部の震災対応体制

1 復旧・復興に向けた体制

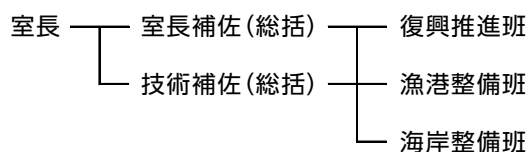
震災からの早期復旧及び復興を推進するため、平成24年11月1日に「漁港復興推進室」を平成25年4月1日には「農地復興推進室」を新たに設置した。

(1) 漁港復興推進室

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた漁港施設及び海岸保全施設の復旧・復興を着実に推進するため漁港復興推進室を設置し、事業の加速化及び市町営漁港等の復旧・復興に向けた被災市町への支援体制強化を図った。

室の体制は、漁港整備事業全体の計画調整や進行管理等を行う復興推進班、漁港施設の整備を担当する漁港整備班及び海岸保全施設の整備を担当する海岸整備班の3班体制とした。

■漁港復興推進室

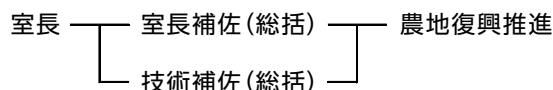


(2) 農地復興推進室

東日本大震災により被災した農地復旧のため、復興交付金による土地改良換地制度を活用した農地と非農用地との一体整備を推進し、効率的な土地利用による生産体制の強化を図るとともに、市町の復興計画の実現を支援するため農地復興推進室を設置し、事業の円滑化及び迅速化を図った。

室の体制は、津波被災市町における復興実現に向けた土地利用の整序化を推進するため、農地復興推進班を設置した。

■農地復興推進室



※室長補佐(総括)は農村整備課と兼務

2 東日本大震災農林水産部復興推進本部

東日本大震災に係る農林水産関係被害の復旧及び復興対策を迅速に進めるため、平成23年4月25日農林水産部内に「東日本大震災農林水産部復興推進本部」を設置した。平成24年度以降の復興推進本部会議の開催実績は以下のとおりである。なお、平成23年10月に宮城県震災復興計画が策定されたこと、また、庁内や国などの関係機関との横断的な調整にも一定の目途がついたことなどから、第11回復興推進本部会議（平成25年4月8日）が最後の開催となっている。

(1) 第6回復興推進本部会議（平成24年4月9日）

- 【議題】 ○東日本大震災農林水産部復興推進本部について【農林水産総務課】
- 農林水産部における放射能対策の概要について

(2) 第7回復興推進本部会議（平成24年9月3日）

- 【議題】 ○復興の進捗状況について【農林水産政策室】
- 農林水産部における風評被害対策について【農林水産総務課】

(3) 第8回復興推進本部会議（平成24年10月15日）

- 【議題】 ○平成25年度予算編成に当たっての基本的な考え方について【農林水産政策室】

(4) 第9回復興推進本部会議（平成24年11月5日）

- 【議題】 ○農林水産部における放射能対策の概要の見直しについて【農林水産総務課】

(5) 第10回復興推進本部会議（平成24年11月19日）

- 【議題】 ○復興の進捗状況について【農林水産政策室】

(6) 第11回復興推進本部会議（平成25年4月8日）

- 【議題】 ○農林水産部における放射能対策の概要について【農林水産政策室】

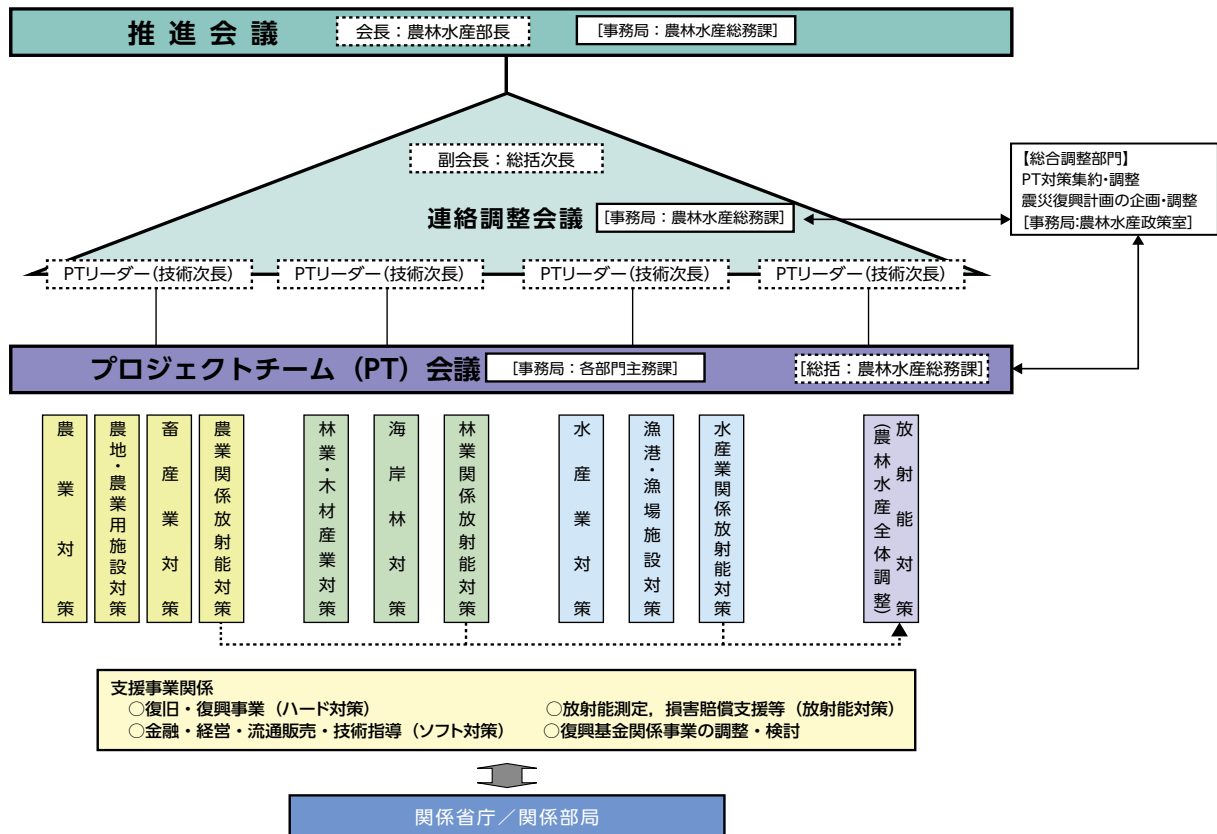


図 東日本大震災農林水産部復興推進本部体制図

第3節 人員体制の強化

1 国、都道府県及び全国市町村からの支援

農林水産部では、平成23年6月1日から平成28年3月末までの間、農林水産省及び34都道府県1市1町から、延べ143,377人^{*}の派遣職員の支援をいただき、壊滅的な被害を受けた沿岸部の農地、漁港、海岸、治山施設の災害復旧や農林水産業生産施設などの復旧に尽力をいただいた。

※「延べ人数」は、派遣者数×派遣日数で算出。

(1) 中長期派遣（自治法派遣）の内訳

地方自治法に基づく職員派遣により1都1道32県及び1市1町から、延べ138,113人の派遣職員の支援をいただいた。

ア 派遣元団体別人数

北海道／9,342人、青森県／1,461人、秋田県／3,464人、山形県／4,383人、
栃木県／1,672人、群馬県／3,134人、埼玉県／3,287人、東京都／2,557人、
神奈川県／2,736人、新潟県／732人、富山県／6,235人、石川県／4,838人、
福井県／2,886人、山梨県／3,013人、岐阜県／3,223人、愛知県／14,603人、
三重県／5,712人、兵庫県／8,208人、鳥取県／4,807人、島根県／2,976人、
岡山県／3,652人、広島県／4,383人、徳島県／4,844人、香川県／366人、
愛媛県／242人、高知県／7,573人、福岡県／1,762人、佐賀県／2,767人、
長崎県／1,461人、熊本県／5,215人、大分県／1,279人、宮崎県／8,761人、
鹿児島県／5,934人、沖縄県／365人、
兵庫県神戸市／120人、富山県入善町／120人

イ 職種別

土木職／32,149人、農業土木職／86,846人、林業職／4,261人、
水産職／11,020人、事務職／3,837人

ウ 配属先別人数

農林水産部農村振興課	365人	
〳 農村整備課	5,562人	
〳 農地復興推進室	2,923人	
〳 森林整備課	1,096人	
〳 水産業振興課	1,827人	
〳 水産業基盤整備課	3,197人	
〳 漁港復興推進室	2,556人	
仙台地方振興事務所農業振興部	731人	
〳 農業農村整備部	52,435人	※大河原町駐在を含む
〳 水産漁港部	5,323人	
東部地方振興事務所農業農村整備部	21,089人	
〳 林業振興部	1,096人	
〳 水産漁港部	11,258人	
気仙沼地方振興事務所農林振興部	2,923人	
〳 水産漁港部	10,273人	
〳 南三陸支所	15,459人	※登米市駐在を含む

(2) 短期派遣の内訳

地方自治法派遣によらない短期間での出張応援により、農林水産省及び1都8県1町から、延べ5,264人の職員の支援をいただいた。*

※平成23年度のみ派遣。内訳については平成25年6月発行「東日本大震災～発災から一年間の災害対応の記録～」参照

2 任期付職員の採用

県では復旧・復興に伴い一時的に業務量の増加が見込まれる公共土木施設等の災害復旧事業や各種行政事務に対応するため、平成23年12月から任期付職員の募集を開始した。

農林水産部にはこれまで83人が配属され、本庁及び各地方機関において震災からの復旧・復興業務に従事している。

(1) 配属状況の内訳

ア 配属者数

平成24年5月1日付け	11人(土木職)
平成25年6月1日付け	28人(事務職)
平成25年11月1日付け	24人(土木職)
平成26年4月1日付け	2人(土木職)
平成26年6月1日付け	12人(事務職)
平成26年11月1日付け	4人(土木職)
平成27年11月1日付け	2人(土木職)

イ 職種別人数

事務職／40人、土木職／43人

ウ 配属先別人数

農林水産部農林水産経営支援課	1人(事務職1人)
〳 食産業振興課	2人(事務職2人)
〳 農業振興課	2人(事務職2人)
〳 農産園芸環境課	1人(事務職1人)
〳 農村振興課	2人(事務職1人、土木職1人)
〳 農村整備課	4人(事務職3人、土木職1人)
〳 林業振興課	1人(事務職1人)
〳 水産業振興課	5人(事務職5人)
〳 水産業基盤整備課	1人(事務職1人)
水産技術総合センター	1人(事務職1人)
大河原地方振興事務所林業振興部	1人(事務職1人)
仙台地方振興事務所農業振興部	1人(事務職1人)
〳 農業農村整備部	17人(事務職2人、土木職15人)
〳 水産漁港部	5人(事務職2人、土木職3人)
北部地方振興事務所	
栗原地域事務所農業振興部	1人(事務職1人)
東部地方振興事務所農業振興部	1人(事務職1人)
〳 農業農村整備部	7人(土木職7人)
〳 水産漁港部	11人(事務職4人、土木職7人)

東部地方振興事務所

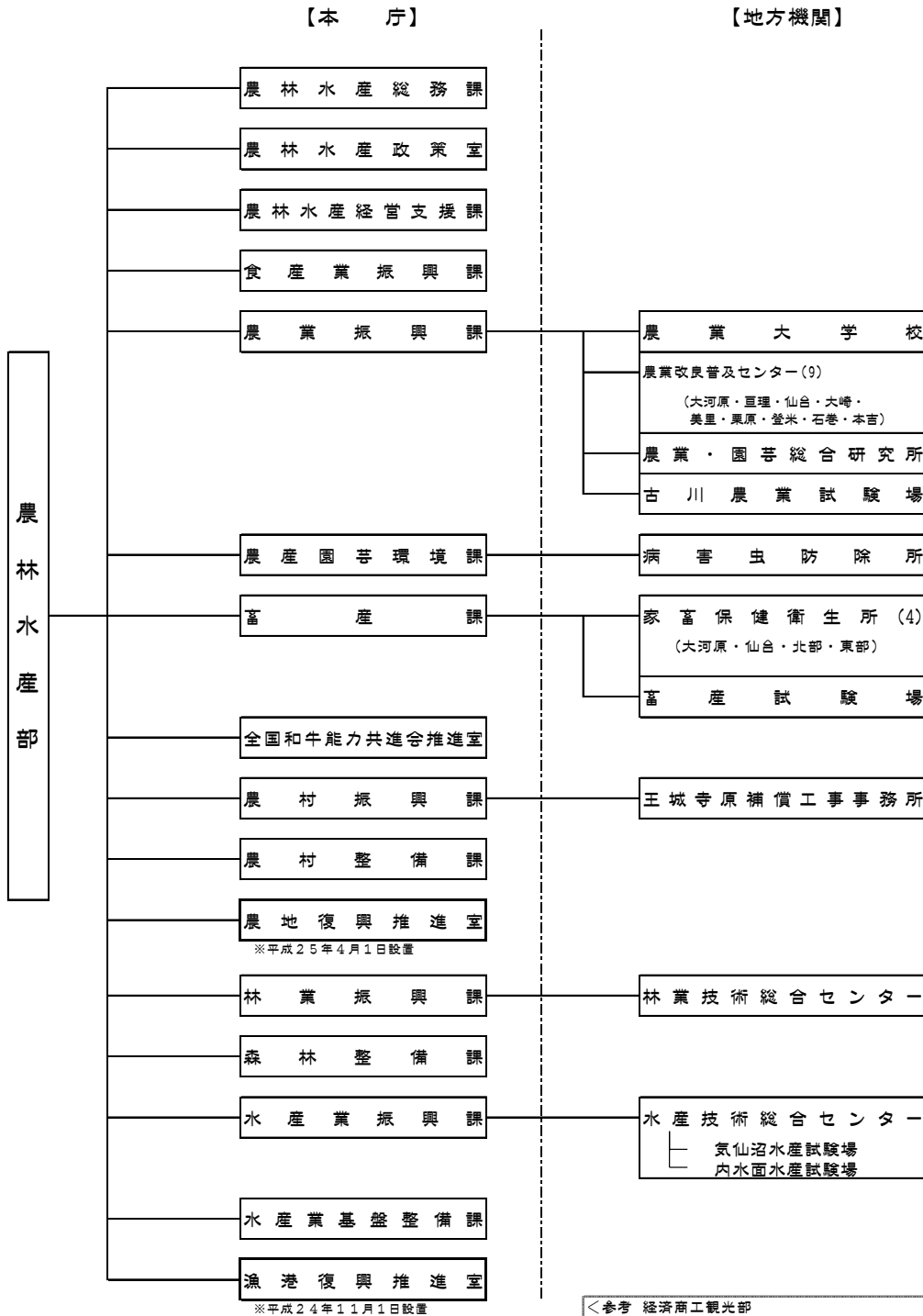
登米地域事務所農業振興部 1人（事務職1人）

気仙沼地方振興事務所農林振興部 3人（事務職3人）

〃 水産漁港部 10人（事務職4人、土木職6人）

〃 南三陸支所 5人（事務職2人、土木職3人）

＜参考＞ 農林水産部組織図



＜参考 経済商工観光部＞
 地方振興事務所(5) (大河原, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼)
 地方振興事務所地域事務所(2) (栗原, 釜米)
 ※事務所内組織: 総務部, 地方振興部, 農業振興部, 農産農村整備部, 畜産振興部, 林業振興部, 水産漁港部 (ただし気仙沼は農林振興部。水産漁港部は仙台, 東部, 気仙沼のみ)

第4節 宮城県震災復興計画

1 宮城県震災復興計画の概要

(1) 策定趣旨

東日本大震災により甚大な被害を被った本県の復興に向け、今後10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を平成23年10月に策定した。

(2) 計画期間・目標年度

復興を達成するまでの期間をおおむね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定めるとともに、全体で10年間の計画期間を下記の3期に区分している。

ア 復旧期 3年間（H23～25年度）

被災者支援を中心に生活基盤や公共施設を復旧させる。

イ 再生期 4年間（H26～29年度）

直接の被災者だけでなく、震災の影響により生活・事業等に支障を来している方々への支援を更に充実していくとともに、本県の再生に向けたインフラ整備などを充実させる。

ウ 発展期 3年間（H30～32年度）

県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく。

(3) 基本理念

- ア 災害に強く安心して暮らせるまちづくり
- イ 県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興
- ウ 「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」
- エ 現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり
- オ 壊滅的な被害からの復興モデルの構築

(4) 分野別の復興の方向性（農林水産関係抜粋）

ア 魅力ある農業・農村の再興

- (ア) 生産基盤の復旧及び営農再開支援
- (イ) 新たな地域農業の構築に向けた生産基盤の整備
- (ウ) 競争力ある農業経営の実現
- (エ) にぎわいのある農村への再生

イ 活力ある林業の再生

- (ア) 復興に向けた木材供給の拡大・産業発展への支援
- (イ) 被災住宅等の再建及び木質バイオマス利用拡大への支援
- (ウ) 海岸防災林の再生と県土保全の推進

ウ 新たな水産業の創造

- (ア) 水産業の早期再開に向けた支援
- (イ) 水産業集約地域、漁業拠点の再編整備
- (ウ) 競争力と魅力ある水産業の形成
- (エ) 安全・安心な生産・供給体制の整備

エ 一次産業を牽引する食産業の振興

- (ア) 食品製造事業者の本格復旧への支援
- (イ) 競争力の強化による販路の拡大
- (ウ) 食材王国みやぎの再構築
- (エ) 県産農林水産物の安全確保と風評の払拭等

第5節 分野別復興計画

1 農畜産業分野

(みやぎの農業・農村復興計画の概要)

(1) 策定の趣旨・位置付け

「宮城県震災復興計画」における農業分野の個別計画として平成23年10月に策定。本県の農業・農村の復興に向け、緊急かつ重点的に取り組む具体的な施策を定め、取組の道筋を示すもの。

震災による被害が甚大であることから、振興施策の抜本的な見直しを含めた取組により早期復旧及び復興を目指すこととし、本計画を当面の本県農政の具体的な取組の指針とする。

(2) 計画の基本理念

基本理念1：災害に強く安心して暮らせる農村づくり

基本理念2：農業者が主体・すべての県民を含め総力を結集した復興

基本理念3：効率的な土地利用と営農方式の導入による地域農業の「再構築」

基本理念4：次世代を担う競争力のある農業経営体を育成

基本理念5：壊滅的な被害からの復興モデルの構築

(3) 計画期間と基本的な方向性

復興を達成するまでの期間は10年間とし、以下の3期に区分し計画を推進する。

ア 「復旧期」(H23～25年度)

被災者支援を中心に生活基盤や農業生産基盤の復旧を図る。

新たな時代の農業・農村モデルづくりに向けた計画策定を支援。

イ 「再生期」(H26～29年度)

効率的な経営主体による大規模土地利用型農業の展開や稲作から施設園芸への転換、畜産の生産拡大、付加価値の高い農業の推進。

ウ 「発展期」(H30～32年度)

経営規模の拡大や6次産業化などにより農業経営の強化・発展を図るとともに、都市住民との交流を一層推進することにより農村の活性化を推進。

(4) 復興に向けた基本的な方向性及び施策展開

ア 県内の農業生産力の早期回復

(ア) 生産基盤の早期復旧

(イ) 営農再開に向けた支援

(ウ) 被災農畜産物の処理

(エ) 新たな担い手の参入促進

(オ) 内陸地域の農業生産の拡大

(カ) 福島第一原子力発電所事故による影響への対応

イ 新たな時代の農業・農村モデルの構築

(ア) 災害に強い農業・農村づくり

(イ) 「市町農業・農村に関する復興計画」の策定支援

(ウ) 市町復興計画に基づいた基盤の整備及び生産体制の支援

(エ) 収益性の高い農業経営の実現

(オ) 活力ある農村の復興

2 林業分野

(みやぎ森林・林業の震災復興プランの概要)

(1) 策定の趣旨・位置付け

「宮城県震災復興計画」における林業分野の個別計画として、震災からの本県森林・林業・木材産業の復旧・復興のために展開すべき施策の方向性や、基本的な考え方を示すもの。

(2) 基本的な考え方

大震災の影響で活力を失っている本県の林業・木材産業が、10年後に着実に復興し、大震災前に増して発展していることが実感できる宮城の林業を目指すため、5つの基本的な考え方を定め、取り組みを進めていくもの。

- ア 災害からの復旧、安全・安心なまちづくり
- イ 関係機関の総力を結集した復興の推進
- ウ 「復旧」から「発展」に向けた「再構築」
- エ 社会や地域の課題解決への貢献
- オ 木質バイオマスの利用拡大によるモデル地区の構築

(3) 計画期間と基本的な方向性

プランの計画期間は10年間とし、以下の3期に区分し計画を推進する。

ア 「復旧期」(H23～25年度)

被災者支援を中心に生活基盤や林業・木材産業生産基盤を復旧

イ 「再生期」(H26～29年度)

県全域を対象とした支援を充実し、林業の再生に向けた効率的な森林整備を積極的に推進するとともに、木材供給の拡大と安定化を図る。

ウ 「発展期」(H30～32年度)

森林・林業・木材産業の発展に向け、一層の木材自給率の向上、林業経営体の経営改善・収益性の向上、環境施策の充実等の取組を推進。

(4) 復興に向けた3つの柱

ア 森林・林業・木材産業のサプライチェーンの復興

大震災により寸断された、森林整備から木材利用に至るサプライチェーンの復興のため、木材加工施設等の早期再建に向けた支援、被災者住宅や地域拠点施設の新築等への支援、森林整備箇所の集約化や路網整備・機械化の推進による原木の安定供給などに取り組み、一刻も早い林業・木材産業の正常化を目指す。

イ 被災した海岸防災林の再生と県土保全の推進

壊滅的な被害を受けた海岸防災林については、海岸防潮堤や沈下した地盤の復旧と合わせて、国や被災市町、学識経験者やNPO団体等と連携し、関係者の協調による早期再生を目指す。なお、海岸防災林の造成に当たっては、人工砂丘の形成や再生骨材の活用、広葉樹植栽の導入など、様々な手法を模索・検討しながら進めていくこととし、人と自然が共生できる空間と多様な機能を発揮できる森林の整備を目指す。また、併せて内陸部で被害を受けた山地災害地域の早期復旧を進める。

ウ 木質バイオマスの多角的利用モデルの構築

沿岸部に堆積する震災がれきのうち、木質系がれきについては資源としての有効活用を進めることとし、木質資源を利用した熱や電力を供給するシステムの整備や、バイオマス産業などの創出による新たな雇用の場の確保など、木質バイオマスの多角的利用モデルの形成を進める。また、将来に向けて再生可能なエネルギーとしての木質バイオマス利用を拡大するため、林地残材など未利用木質資源の活用拡大にも取り組むこととし、木質バイオマス利用に寄与する多様で持続可能な森林経営モデルの構築を目指す。

3 水産業分野

(宮城県水産業復興プランの概要)

(1) 策定の趣旨・位置付け

「宮城県震災復興計画」における水産業分野の個別計画として、本県水産業の復旧・復興のために展開すべき施策の方向性を示すもの。

(2) 基本的な考え方

早急に復旧を遂げ、震災前以上に発展することができるよう、単なる原形復旧ではなく「新たな水産業の創造」として、新たな考え方や取組を積極的に取り入れ、復興の担い手である個人・民間事業者・地方自治体及び国が総力を結集し、本県水産業を抜本的に再構築する。

(3) 計画期間と基本的な方向性

プランの計画期間は10年間とし、以下の3期に区分し計画を推進することとした。

なお、今後の復興に向けた取組の進捗状況や社会情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うこととしており、平成26年10月に新たな計画として策定した「水産業の振興に関する基本的な計画」に承継された。

ア 「復旧期」(H23～25年度)

被災者支援を中心に、生活支援や生産基盤、経営基盤の復旧を図る。

イ 「再生期」(H26～29年度)

水産業集積拠点や漁港整備の本格化、経営の安定化・効率化を図る。

ウ 「発展期」(H30～32年度)

水産都市・漁港地域全体の活性化を図り競争力と魅力ある水産業の実現を図る。

(水産業の振興に関する基本的な計画の概要)

(1) 策定の趣旨・位置付け

平成16年策定の「水産基本計画」が平成25年度で終期となり、また、水産業の復旧・復興が道半ばで、復旧の加速化と本格的な復興の取組強化が必要となっていることから、「水産業復興プラン」を見直し、本県水産業の抜本的な再構築により、震災前以上に発展するための施策の方向性を示す新たな計画として、平成26年10月に策定したもの。

(2) 計画策定の視点

ア 復旧・復興に向けた取組の継続と強化

水産業の早期復旧に向けた取組の一層の促進、水産業集積拠点や漁港整備の本格化、経営の安定化・効率化、販路回復などの取組を強化し、水産都市・漁港地域の活性化を図り、競争力と魅力ある水産業の実現によって本県水産業の復興を成し遂げる。

イ 新たな水産業の創造

本県水産業の復興は、個々のレベルでの対応は困難であり、就業者の減少や高齢化など震災前から抱える問題は、単なる「原形復旧」では解決が困難であることから、「新たな水産業の創造」を目指し、関係者が一丸となって本県水産業の抜本的な再構築に取り組む。

(3) 計画期間と基本的な方向性

「水産業復興プラン」を引き継ぎ、計画期間は平成26年度から平成32年度までの7年間とし、以下の2期に区分して計画を推進することとした。

ア 「再生期」(H26～29年度)

水産業集積拠点や漁港整備の本格化、また、経営の安定化・効率化を図るとともに、原発事故などで失った県産水産物や水産加工品の販路回復・拡大を図る。

イ 「発展期」(H30～32年度)

再生期の成果をより発展させ水産都市・漁港地域全体の活性化と併せ、競争力と魅力ある水産業の実現を図る。

(4) 新たな水産業の創造に向けた重点施策

ア 水産業の早期再開に向けた取組

漁場ガレキの撤去、漁船・漁具や養殖施設などの復旧整備の支援の継続と、漁港や魚市場の整備、水産加工業者等の復旧整備を支援する。

イ 水産業集積地域、漁業拠点の集約再編

県内142漁港全ての復旧と、最重点漁港の水産業集積拠点として再構築を図る。また、地域の合意を踏まえた防潮堤整備、漁港漁村の多面的機能を発揮できる取組等を支援する。

ウ 競争力と魅力ある水産業の形成

(ア) 強い経営体の育成については、漁業種類毎に経営モデルを検討、6次産業化の取組支援、新規就業者の確保や後継者育成等の取組を推進し、成長産業への転換を目指す。

(イ) 水産都市の活力強化については、水産加工などに携わる経営体の経営体質強化、関連産業の集積高度化を推進し、地域の総合産業として飛躍するよう努める。

エ 安全・安心な生産・供給体制の整備

福島第一原子力発電所事故への対応を強化し、水産物の安全性と信頼性の確保に努め、震災前以上に衛生管理の高度化を進め、安全・安心な水産物の供給体制の整備を図る。